

Title	類似保険の本質とその対策
Sub Title	The Economic Theory of Co-operative Insurance
Author	庭田,範秋(Niwata, Noriaki)
Publisher	
Publication year	1967
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.10, No.4 (1967. 10) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19671030-04048933

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

類似保険の本質とその対策

庭 田 範 秋

1. 類似保険の本質
2. 労働者の共済の諸特徴
3. わが国戦後の保険と共済の関係
4. 類似保険の諸対策

1. 類似保険の本質

類似保険という呼び名は、本来の保険以外のもので、しかも保険的機能を果たす諸制度を指すものであろう。これらはまた保険学の総論書や概論書において“保険類似施設”といわれるところのものと同一である。たとえば自家保険、貯蓄、保証、信託、無尽または頼母子講、賭博、富籤、補償、恩給、慈善そして共済などである。これらと保険との相違点は、保険としての諸要素のうちの一つまたは数個を欠くというところにあり、従って逆にそれらは、保険としての諸要素のうちの一つまたは数個を備えているものともされるのである。保険としての諸要素は、いかなる保険本質観・保険本質論に立つかによってそれぞれ異なるところとなろう。

しかしさらに考えてみると、現在本来の保険として扱われているもののうちでも、保険としての諸要素のすべてが十分に調ってはいないものもあり、この点を厳格にすれば、現行の各種の社会保険や新種保険にして保険ではないとされるものも多く出てくるであろう。別に保険としての諸要素を備えながら、さらにこれに追加される要素があるために、本来の保険とはされ難く、本来の保険とは相違する動きを呈するものもありうるわけである。共済のごときはまさ

にこれであって、保険である要素に足して協同組合の精神や機能が含まれ、また金融的な資金集積とその低利還元利用といった諸面も介在されている。しかもこの問題となる不足の要素が追加され、余分の要素が削除されるならば、そこにおいて本来の保険として類似保険が修正されたことになるわけである。このように考察すれば、保険と類似保険の区別の境界はきわめてあいまいであり、また分明なる一線をもって劃すことができなくて、相互に入り組んだ体裁をなすものであろう。

(保険としての諸要素) - (保険としての諸要素の一部) → 類似保険

(保険としての諸要素) + (保険以外の諸要素) → 類似保険

(保険としての諸要素) - (保険としての諸要素の一部) + (保険以外の諸要素)

→ 類似保険

類似保険という言葉には、一種独特的の語感を、保険学者ならびに保険事業家は感ずるものである。それは類似保険は保険にあらず、本来の保険にあらずとの主張に繋がって、つまりは悪いことであったり悪いものであったりすると考えられがちだからである。あれは類似保険であるというレッテルを貼ることによって、間接的に批難を加えている場合が多い。とくに在来の保険事業家においてはこの傾向が強かった。他方ここでとくに問題とされる共済の関係者において、共済は保険ではないと述べられている時には、なにがしかの保険への批判がそこには含まれていた。結局のところ類似保険に関する諸論議が、保険と競合するもの、保険と競合する場合において主として発生したという歴史的事実があって、類似保険という言葉は、ある制度と保険との直接的な利害の対立の推移をその背景に藏しているものであるために、一種異様な好ましからざる感覚を刺激するのである。その代表が共済制度なのである。

共済が保険であるかないか、類似保険かどうかの追求は、そこでの収支の相等または給付・反対給付の均等に正確な計算の基礎が存するかどうかにかかる場合が多い。保険学でいう数理技術をとくに抜き出して重視して、これに照らして事を断じているのである。もちろんある制度が保険たるためには、さらに多くの要素が必要とされるのであり、とくにそれが社会経済の場において果た

す機能こそまず第一に取り上げられなければならないが、しかし保険としての数理技術が厳格に励行されているかどうかは一番はっきりとでやすい点であるので、まず最初に着目されるところである。この保険としての数理技術において、収支相等と給付・反対給付均等のためのいずれの技術をより重視するかも、人によって異なるところである。

次いで、その制度の目的もまたしばしば重大視される。たとえば共済は単なる保険としての目的遂行に止まらず、それをも取り込んだより高い次元の協同組合の理想達成に尽力するから、一片の保険ではなくて、保険以上の制度であると主張されたりする。他の一例としては、社会保険は社会政策の実施のための保険技術をただ利用し活用しているだけのものであるとの論調も、一脈通ずるところのあるものである。

このほかには、法律的な区別論が有力である。具体的には商法や保険業法において保険とされていないから、それは保険ではなくて類似保険であるというわけである。であるから、これらの法律によって保険と同じく規制されるならば保険と認めてよいし、晴れて保険の仲間入りをさせようというわけである。保険本質論から導き出される保険の諸要素が分明でなく、また統一されておらなくて、さらにいかに実際の保険事業にそれらが具体化され活用されていないかが、類似保険の本質を規定する場合に発見される。学問としての保険本質論とは別に、従来からの常識的な、便宜的な保険觀が保険業界においては圧倒的・支配的であった。このような趨勢と慣例よりすれば、なにが保険にしてどれが類似保険であるかを決定する理論的めどは保険業界にはなくて、その都度周囲の情勢に応じて判断を下すしかないのであるし、事実はまさにかくのごとくであろう。共済が大いに成長し発展した現段階においては、このこと自体が共済を保険であるとなさしめる要因となった。保険業界においてこれを無視できなくなつたからである。

保険そのものを目的とするか、保険以外の目的のために保険を役立たせるかによって、そこでいわれる保険の在り方に相違がでてくるであろう。保険の対象となる被保険物件や被保険者の限定の問題もそうだし、またそこでの数理技

術の厳正度の問題も、かかるところに由来することは見逃せない。よくいわれるところであるが、〈保険のための協同組合〉、〈協同組合のための保険〉という二つの言葉の併存とその審議は、かかる事情の存在を示すものである。別に〈社会政策としての保険〉、〈保険の社会政策的性格・機能〉なる二つの言葉がそれぞれ用いられている現実も同様である。さらにいま少しく論ずれば、〈共済の名の下での事実上の保険事業経営〉とか〈共済と呼ばれる保険〉、〈協同組合の形をとった保険としての共済〉、〈保険とその目的ないし機能を等しくする共済〉等々の文言と、〈相互救済（救済という点に注意が必要）や抜け合いを目的

表1 農協の必要性 単位(%)

項目	本調査
どうしても必要	77.6
あった方が良い	18.4
あってもなくてもよい	1.8
いらない	0.1
(未回答)	2.2

図1 農協の必要性と農協共済の効用度

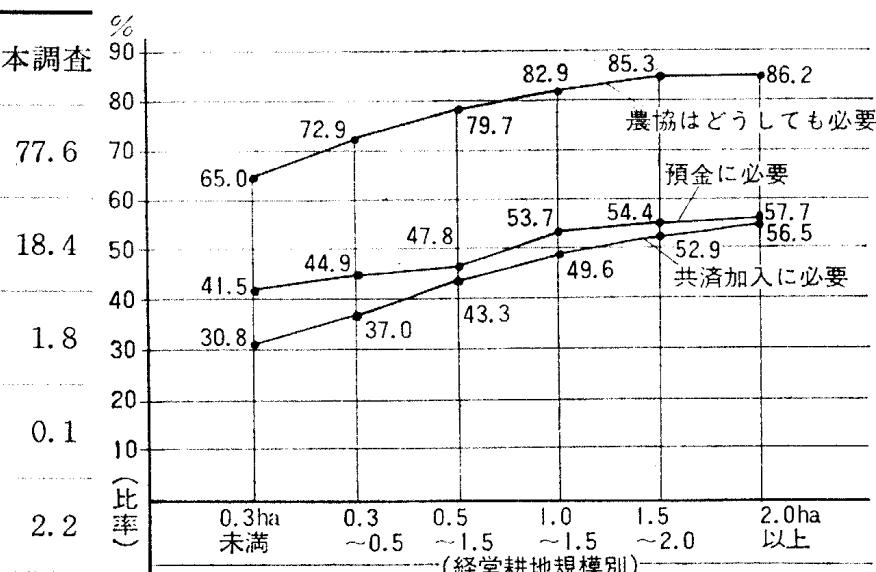


表2 農協の効用 (M. A)

単位 (%)

項目	①技術指導や営農指導を受けるのに困る	②金を借りるのに必要だ	③金を預けるのに必要だ	④農産物を有利に販売するのに必要な品物を買うのに必要だ	⑤肥料やエサなどを農業に必要な品物を買うのに必要だ	⑥生活品を買うのに必要な品物を買うのに必要だ	⑦共済に加入して生命や財産の保障をしてもらうのに必要だ	⑧農産物の加工や農機具の共同利用をするのに必要だ	⑨特に必要としない
全国	67.9	50.5	48.5	61.3	71.9	29.5	42.9	21.7	3.0

(注) M. Aは複数回答

表1. 表2. 図1. 「全共連月報」(全国共済農業協同組合連合会) 1967年3月号(第219号)における「農家の共済・保険調査結果(下)」14頁。

とした共済事業〉、〈協同組合の発展という目的達成の一手段としての保険事業〉、〈協同組合の原則と枠内での共済〉、〈協同組合の有する諸特徴がそこでの保険事業に加えられての共済〉等々の文言との微妙な抵触関係も留意されるべきところである。〈共済事業のみを目的とするものは労働組合ではない〉と〈労働組合の発展と強化のための共済活動〉等の文言も、保険企業が保険以外の事業を行ないえない現実に照した時に、共済は保険なりとする立場においては、とくに深く考えさせられる点がある。

協同組合の行なう共済が、事故発生に際して支払う金額を見舞金程度に過ぎぬものから引き上げて、また加入者の拠出する金額を、いわゆる給付・反対給付均等の原則に即して合理的・公正に定め、そして大数の法則の十分に發揮できるほどに広範囲の加入者を糾合しえるようになった時に、共済はきわめて著しく保険的となるであろう。大規模なる共済を保険そのものと断定する見解は、今や一般的なものとなった。そしてこのことは共済関係者においても認められつつあるところであり、かつて保険との相違性を主張したかれらは、さほどそれを強く主張しなくなり、むしろ資金還元・低利還元を放棄して高率運用に転換するに際しては、共済は保険と同一、つまり保険なのであるから、保険に劣らない・保険と相違しない資金運用をなすべきであるとの主張に傾きつつあると思われるのである。

2. 労働者の共済の諸特徴

農民の共済制度が農協共済として発達したのに対して労働組合による共済もまた存在しえる。もちろん中小企業者のための共済もまたありうるところであるが、最近は一般市民のための、地方公共団体や地方自治体による共済も誕生した。宗教団体が行なう信者に対する共済も形成される可能性がある。ここでは労働者の共済を代表として取り上げて、そこにおける諸主張を分析しながら、その諸特徴を考えてみたい。

ある意味では、労働組合のすべての活動は一種の相互保険とみることができるとは、指摘を受けるところである。労働組合が自助の精神に基づいて行なっ

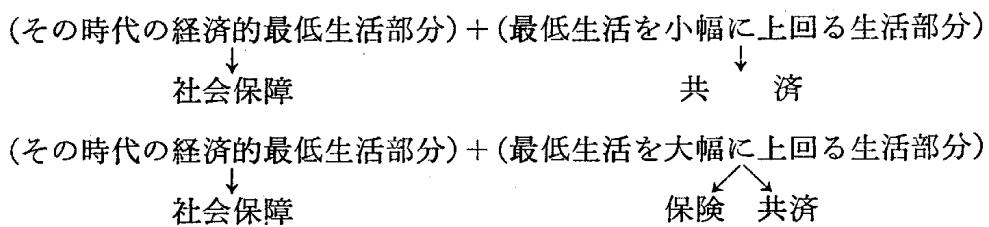
てきた相互共済の活動をこのように性格づけるのである。それは自助的にして自主的な活動である。そして多くの産業における労働組合活動の最も古い形式である相互保険としての共済は、また古くから存在するほとんどすべての組合によって採用されたところでもある。もちろんこれらの労働組合は、労働条件を向上させるための諸活動と同時に共済活動を行なったのであって、これのみを行なっていたわけではないのである。とりわけ労働組合・労働運動に対する弾圧が激しかった時期には、共済活動はしばしば労働者のための“かくれ蓑”としての役割りを果たしたわけである。とくに初期の労働組合にあっては共済活動は重視され、これを通じて相互救済を達成しながら、労働組合の団結を強化していくのである。労働者の日常生活は共済によって保障され、その最低生活の維持に効果を發揮した。

しかしひとたび発足した資本主義は、労働者の生活を一段と圧迫して、かれらの自助・自主の相互救済制度である共済を危機へと導いたのである。増大した組合員の失業は、組合財政を枯渇に追いやり、新しい高度の機械技術の導入に伴う危険作業の増大は労働災害を急増させ、これらは共済における保険原理を崩壊させて、共済活動は危機に面することとなった。しかも従来の組合が主として熟練労働者を中心とし、ようやく層を厚くしてきた不熟練労働者つまり一般労働者との利害の対立もあって、ここに共済は新しい形態のものへと変形し吸収されるべき途をたどり出したのである。これこそ共済から社会保険への発展的解消そのものである。これは労働者全体を一体として対象とし、その最底生活の保障を目的とし、生活の破壊の危機に立たされた労働者階級の運動と圧力に対処し、譲歩を意味するところの、資本家階級ならびに国家の着手した政策である。かくて成立せしめられた社会保険は、その後はそれみずから独自の歩みを続けることになる。このような現象を呈した共済を旧型共済とここでは命名しておこう。

相互保険の一形態として、労働組合による自助・自主の活動である共済は、その内容を社会化し、労働者階級のための生活保障としての社会保険から国民全体のための生活保障である社会保障へと発展を続けたのであるが、まさにこ

の時期に新型共済が労働組合によって企画せられてきた。労働者階級も社会経済における生産性の上昇に基づく生活水準の向上を、程度の差こそあれとにかく一応は獲得したのである。そこには不十分ながらも社会保障も存在する。中間階級の水準そのものは引き下げられながらも、労働者階級の中間階級化ということは一つの傾向である。このようなところでの共済は、最低生活そのものをギリギリの線で保持しようというかつての共済とは、やや質を異にするであろう。

現今の新型共済といえども、生活保障の機能が求められていることはもちろんである。ただそれは旧型の最低線の生活保障よりは、たとえいくらかでも上の線をいっている。



新型の共済が発生し発展するためには、労働者の生活がある程度向上して、それを保障せんとする意欲が生ずるとともに、生活保障のための拠出がまた可能でなければならない。しかもその生活保障が、従来の保険の対象から外されている際に、もっとも共済が活躍するわけである。概して保険は、高額所得者や富裕階級をその対象としがちであるが、低額所得者や少しくそれに上回る階層といえども生活保障を求めるのは当然であって、ここに新型の共済があらためて登場してくる必然性が存する。保険が手を付けなかった領域の、自助・自立的な相互救済制度としての共済の保険的機能の遂行ということである。

労働者がその生活水準を上昇させる努力としての組合運動と、かくて獲得せられた生活を確保しようとする努力としての共済は、相互協力的なる関係において、現在においても併存し、推進せられることが可能である。労働者が保険に入ることによって、しばしばいわれる追加的搾取すなわち保険企業に利潤を提供することを是認せず、ここに労働者の共済を発足せしめようとするところ

に、従来の保険企業の在り方への批判と、さらに労働組合が共済を担当することによって、組合財政を豊かにして、そのこと自身組合を強化し、また保険企業が獲得していた利潤を労働組合がみずからの手に収納しようとする意欲がうかがえる。そしてできるだけ労働者階級に有利な保険の提供を共済が達成するのだというのである。しかしどうも本来そして本質的にきわめて保守的性格の強い保険の技術を用いて、組合組織の強化はまだしも組合活動の活発化を期待しようとするのは無理のように思われる。むしろ新型の共済の発生・発達には、労働組合の健全化が前提条件であり、労働者の福祉意識が必要条件であるようと考えられてならない。共済に戦闘的エネルギーは認められない。従って共済は資本主義的な保険の新たな競争者の出現ではあっても否定者とはなりえないであろう。逆に共済がますます保険化して、保険のうちに吸収されたり、埋没されたり、保険として実質上の変化をみたり、転換を行なう可能性・危険(?)があるのではないか。

共済はその対象の枠を広げていくにつれて、ますます不特定多数を対象とする保険に接近してくる。またその対象である労働者の生活が高まれば高まるほど、その生活保障としての共済制度の在り方や運営は保険企業のそれと近似してくるであろう。制度の規模や範囲が大となることは、組合的精神や連帯が弱まって、その特色が稀薄化してくるからである。そこにはまた共済における相互救済が後退し、共済が労働組合において一つの事業・一つの儲かる事業としてのみ行なわれる結果になりやすい。共済をあまり高く買いすぎてはいけないわけである。むしろ共済の最大の意味は、企業によって担当せられている保険への批判にある。共済の出現によって、保険はその在り方の反省を強いられているわけである。共済が現存の保険を、それみずからのうちに接収し、解消し尽すなどということはありえないことである。〈保険は共済である〉、〈保険は広義の共済の一種である〉という文言よりは、〈共済は保険である〉、〈共済は組合による保険である〉との文言の方が、現段階においてはいわれること自体に意味が深く、具体性のある問題提起に繋がるものである。共済を保険の進化した形態として把握するよりは、共済を保険の後進的形態として把握する見解

表 3 わが国保険共済の分類概要

区分	細別	主な保険等の名称
社会保険	職域保険	健康保険 失業保険 労災保険 厚生年金保険 国家公務員共済 公共企業体職員等共済 地方公務員共済 私立学校教職員共済 船員保険 日雇労働者健康保険 中小企業退職金共済 農林漁業団体職員共済
	地域保険	国民健康保険 国民年金
国営生命保険		簡易生命保険 郵便年金
私営保険		生命保険 損害保険
経済政策的保険	農林漁業共済	農業共済 漁業共済 森林国営保険
	船舶保険	漁船保険組合保険 木船相互保険 船主責任相互保険
	輸出保険	輸出保険
	信用保険	中小企業信用保険 中小漁業融資保証保険 住宅融資保険 農業信用保証 林業信用保証
協同組合共済	中小企業協同組合共済	農業協同組合共済 火災共済組合共済 商工組合等の共済 協同組合連合会共済
	消費生活協同組合共済	各種の消費生活協同組合共済
	環境衛生同業組合共済	各種の環境衛生同業組合共済 全国環境衛生同業組合共済
	農林漁業協同組合等共済	農業協同組合共済 水産業協同組合共済 森林組合共済
その他組合の共済		労働組合共済 商店街振興組合共済 内航海運組合共済
地方自治法による共済		都道府県共済 市町村共済
公益法人の共済		
任意団体による共済		

表 3 「新生命保険実務講座 第8巻」 業界事情（昭和41年5月、有斐閣）における「生命保険事業の現状と問題——守屋三郎」
28頁。

類似保険の本質とその対策

表 4 わが国共済事業分類表(現在実施されている各種共済制度をその準拠法に基づいて分類)

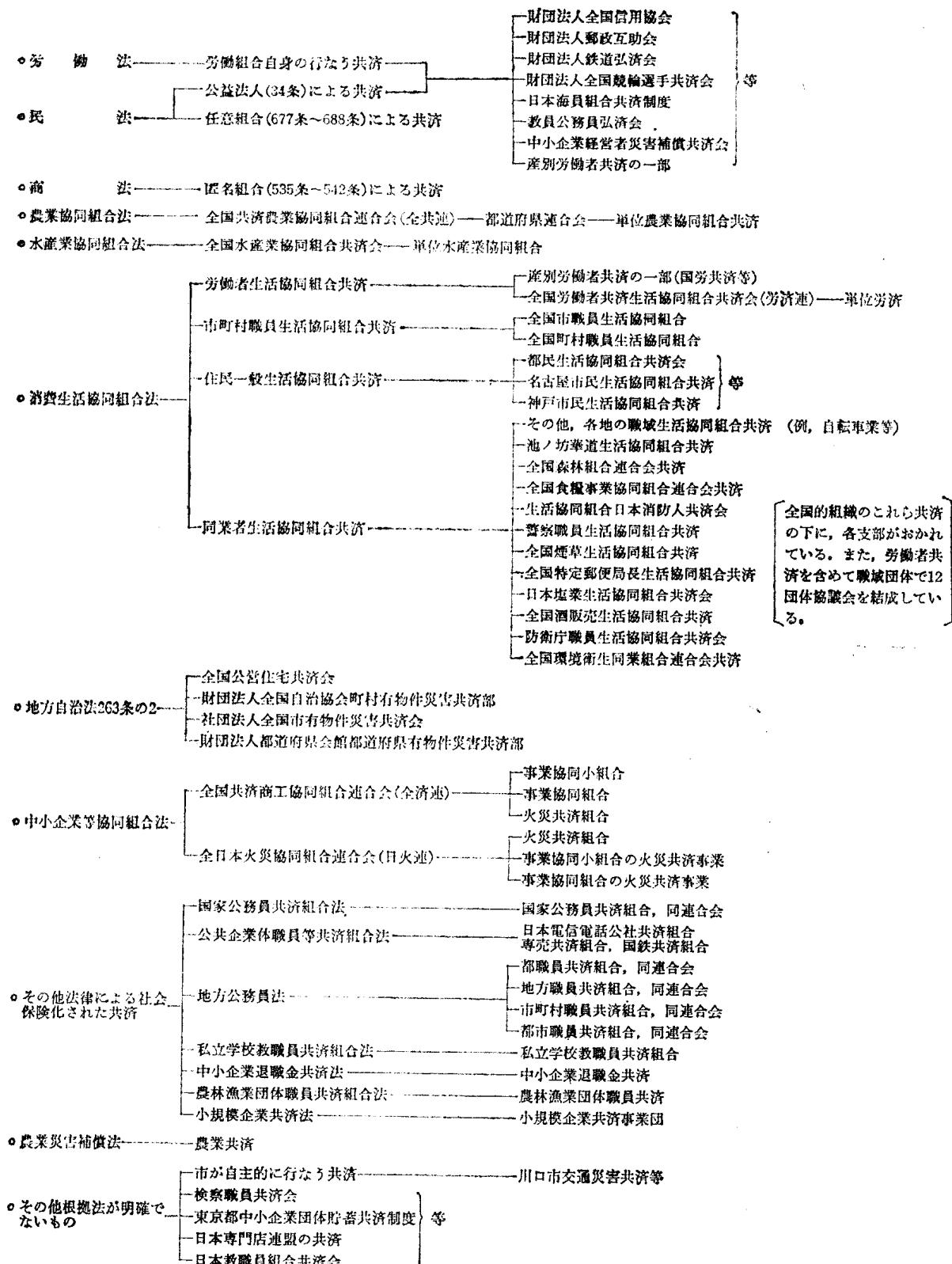


表 4 「調査時報 1966/5 No. 10」(日本生命企画部調査課, 昭和 41 年 5 月) における「共済制度の変遷と現状——法規制上の諸問題を中心とした考察」32~33 頁。

表5 共済保険一覧表

分類	事業主体	所管庁	種類								再共済	
			生命共済		損害共済		害共済		総合共済			
			個人生命共済	死亡共済	団体生年金共済	火災共済	輸送共済	自動車共済	傷害共済	建物共済		
協同組合	火災共済協同組合、連合会	大蔵省 通産業省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	農業協同組合、連合会	農林省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	全国水産業協同組合共済会	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日本食品衛生協同組合	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	全国糧食事業協同組合連合会	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	協同組合連合会日本専門店連盟	通商産業省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	東京都個人タクシーアソシエーション	運輸省				○			○	○	○	
	生活協同組合都民共済会	厚生省				○			○	○	○	
	名古屋市民共済生活協同組合	"				○			○	○	○	
	横浜ゴム生活協同組合	"				○			○	○	○	
	全国特定郵便局長生活協同組合	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	労働者共済生活協同組合、連合会	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
労働組合	国鉄労働組合	労働省								○	○	
	全造船労働組合連合会	"				○			○	○	○	
その他	農業共済組合、連合会	農林省				○			○	○	○	
	東京旅館業環境衛生同業組合	厚生省				○			○	○	○	
	全国美容衛生同業組合連合会	"				○	○		○	○	○	
公益法人	財団法人都道府県会館	自治省				○			○	○	○	
	社団法人全国公営住宅共済会	"				○			○	○	○	
	財団法人全国競輪選手共済会	通商産業省		○					○	○	○	
	財団法人モーターボート選手会	運輸省		○					○	○	○	
	財団法人簡易保険加入者協会	郵政省				○			○	○	○	
任意団体	中小企業経営者災害補償共済会	—							○	○	○	
	日本教師員共済会	—								○	○	
地方公共団体	川口市								○	○	○	

を採る。

3. わが国戦後の保険と共済の関係

共済側の保険に対する批判——批難は常に痛烈であった。本来協同組合運動の本旨ならびにその発展の歴史的過程よりして、共済事業を行なうことは当然の推移であり、これにとかくの発言——反対意見を述べることは、明らかに保険側の越権であり、ましてみずからに課せられた行政上——法的規制の軽減を図らずに、これを共済にも押し広げて、かかる形で、つまり行政一元化論をもって共済の発生と発達を阻止しようというのは、まさに時代の要求に逆行すると指摘した。つまり“日本経済の特殊部落”と目されて、過重規制の一面とともに、他面においては過剰保護を受けている保険を攻撃した。かかる事態の背景には、過去の保険が農民、労働者、中小商工業者ならびにこれら低所得者階級に対しての保険の効用の提供と普及にさしたる努力をしなかった手落ちがあり、そして最近になって、これらの諸階級の生活水準の上昇による保険対象化の急速なのにつれて、かかる領域に保険の活躍地帯を求めるこことによって、かつての富裕・高額所得者階層の経済的地位低下による失地の回復を企図した事実が存しているよう。共済側が地域あるいは職域の一定事業範囲の輪郭をぼかしながら、または各種共済の続発という趨勢のうちに、既成保険地盤を犯しつつあると同じく、程度の差こそあれ、新規に共済が開発した共済地盤への保険の進出傾向も指摘できる。労働者の中間階級化、農村の経済的余裕化、一般市民の富裕化、農村・農民の都市化やサラリーマン化、市民・消費者の各種団体の結成等々の時代の流れが、今やようやく経済の各面において、保険と共済の競合をもたらしつつある。

わが国戦後の保険と共済の関係は、まず共済が保険であるかどうかより始められた。そしてそれは主として法律的論争を中心に、それに保険と共済の相互における悪感情論が裏打ちされて、それだけにまことに苛烈ではあったが、その割に生産的意義の少ないものであった。しかしもともと法的には保険の定義は下されていないのであるから、〈法に基づいて 定義された 保険→保険業法

表 6 共済事業規制の態様

	農業協同組合法	農業災害補償法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	環境衛生法	中小企業等協同組合法
組合の名称保護	法	法	法	法	法	法
組合員の資格	法	法	法	法	法	法
みなし規定	法	一	一	法	法	法
員外利用	法	一	法	一	法	一
定款記載事項	法	法	法	法	法	法
認可権者	農林大臣	農林大臣	農林大臣	厚生大臣	厚生大臣	通産大臣 大蔵大臣
認可権の移譲	単協一知事	単協一知事	一	都道府県の区域をこえないもの一知事	同左	左 ただし大臣に協議
基礎書類の提出	法	一	法	法	法	法
共済の種類	一	法	一	一	法	法
共済金額の制限	通達	告示	共済規定	告示	省令	法
責任準備金積立義務	法	法	法	法	法	法
同上積立方法	省令	通達	省令	省令	省令	省令
財産利用制限	省令	省令	省令	省令	省令	法
経理区分	法	法	省令	省令	法	一
共済金額削減規定	一	法	省令	一	定款	法
監督命令	法	法	法	法	法	業法
報告徴収権	法	法	法	法	法	業法
検査権	法	法	法 (できる旨) (の規定)	法 (できる旨) (の規定)	業	法
商法の準用	共済規定 一部準用	法(一部) 定款(一部)	法 第3編 第10章 保険全部	一	一	法 第3編 第10章 第1節 損害保険の総則 火災保険
保険業法の準用	一	一	一	一	一	8, 9条, 10 条2項, 12条 (報告徴収検査) 監督命令, 基礎 書類変更命令, 法令違反公益侵害
保険業法の適用排除	一	一	法	一	一	一
募集取締法の準用	一	一	一	一	一	法

による規制→経済的に存在を許された保険〉といった理論の筋をたどらずに、〈保険業法違反→違反者の保険行為の否定→経済的な保険活動の抑圧・抹殺〉との、筋と内容に矛盾のある論理が展開されていた。そしてこれに対して共済側ではもっぱら保険でないと主張を展開した。保険でないのであるから保険に関する諸法、とりわけ保険業法に抵触するわけがなく、従って問題はないというのである。最近に至って、共済関係者にして、当時の共済は保険でないとの発言は、保険業法の網の目を逃れて、業法の適用外で新たに保険を始めるためには、止むをえない便法的発言であったと述懐するものもある。まことに共済の発足当初の社会事情を一言にして尽すものである。また当時は、〈保険こそ共済の一種〉とか、〈保険のさらに発達したものが共済〉といった主張がなされて、これらが共済の正当化に協力した。また共済に保険を含めての金融資本体制への批判を意義づけて、共済は弱者のためのものという社会政策的使命をも担わせることがはやった。これらの主張を基礎にしながら、共済は保険業法以外の別の法律によってそれぞれ十分に規制されているから、この上なんの必要があろうかということが、共済側の論調であって、保険側は納得しないままに、世界一般は共済の存在を歓迎し、是認し、やがて既成事実化した。

次の時代は、共済制度の運営に関する経営的ならびに技術的見地よりする批判が行なわれた。共済の非合理性と経営基礎の薄弱さを指摘するわけである。共済が地域ならびに職域団体に限られるものであることから、危険の分散が不十分となり、担保力が不足するという指摘は、共済の弱点を突いただけに強力な反対論を形成した。そしてこれらのことを行なうことは、結局は共済の強力な行政的規制が必要であるとの論に落ち着くのであるが、共済抹殺論よりは一種の軟化である。保険側はこの時期において、共済と経営競争で対決するという気迫もないままに、むしろ不正としている共済の行為によって、保険の信用が直接・間接に傷つけられることを恐れたのである。契約者保護論が盛んに打ち出された。多分、経済競争に及んだとしても、農協共済には勝を得ることはできなかつたであろうが。保険には、当時共済軽視の傾向があり、ただ少々うるさいといった感しかなかったのではないかろうか。強力な対策はなに一つ見出さ

れない。

共済側のとった行為のうちで、保険を誹謗することによって自己を有利に導かんとしたものがあり、また契約獲得には手段を選ばずに、社会通念として暗黙に存在した共済と保険の競争ルールを破った事実があるのは否めない。保険側の方が、終始上からの統制頼みだったのに対し、共済は高度成長を遂げただけに勝てば官軍式のところが多かった。そしてこのような傾向裏に終ったこの時期は、共済側の勝利に帰して、ここに完全に橋頭堡が形成されてしまったのである。

さて保険と共済の関係における現段階はいかなるものであろうか。一時双方で唱えられた共存共栄論や活動領域調整論は今でも存在しているが、徐々にそれから完全競争による両者の対決ムードへと移行しつつあるとみられる。つまりあまりに大手共済の発展が順調であったこと、また各種共済が続発する傾向にあることが、保険をして徐々にではあるが意を決せざるをえない立場に追い込んでいる。そして一元的規制達成の可能性もほとんどなくなったり、この意味ではもはや両者の関係は、行政面での対立から経営競争へと焦点が置き変えられたのである。ある面では完全に、明白に競合関係が現われた。そして順調な発展で大きく成長してきた共済は、具体的な問題、たとえば料率と配当といった面で、保険との競争を意識し出してきたわけである。さらに社会情勢の変化が、ますます保険をして農民、労働者、一般市民への進出を促してきた。永らく独占者の地位に安んじていた保険が、自由競争化の波に洗われて、ようやくに保険企業相互間ならびに各種共済との経済競争を不可避として覚悟させたわけである。ここにおいて、共済は保険なりと明言する動きが共済側にもみられ、これらの情勢について、監督官庁も保険と共済の定義の決着をつけ、それに基づく両者の規制問題の解決を出さざるをえなくなりつつある。両者の関係の新時代というわけである。

そもそもと共済には二律背反的な要素がある。協同組合の地域ならびに職域的な相互意識がこれを生み出したのであるが、これらは範囲が狭いほど強力であって、一定の限界を越えると稀薄化する。一方共済事業は、事業が拡大すれば

それだけ危険の分散ならびに担保力が強化され、これまた必然の傾向である。この二つの要求の間にあって、共済自身は拡大化つまりマンモス化を選んだのであり、この勢の趣くところ保険との抵触は不可避である。

4. 類似保険の諸対策

協同組合保険のことごとくを一元的に、そしてその一元的も会社保険との一

図2、図3 「農協の共済 1967—2」（全国共済農業協同組合連合会、昭和42年2月）における「農家の生活設計——農家の共済保険に関する調査から」13頁。

図2 生命共済未加入理由

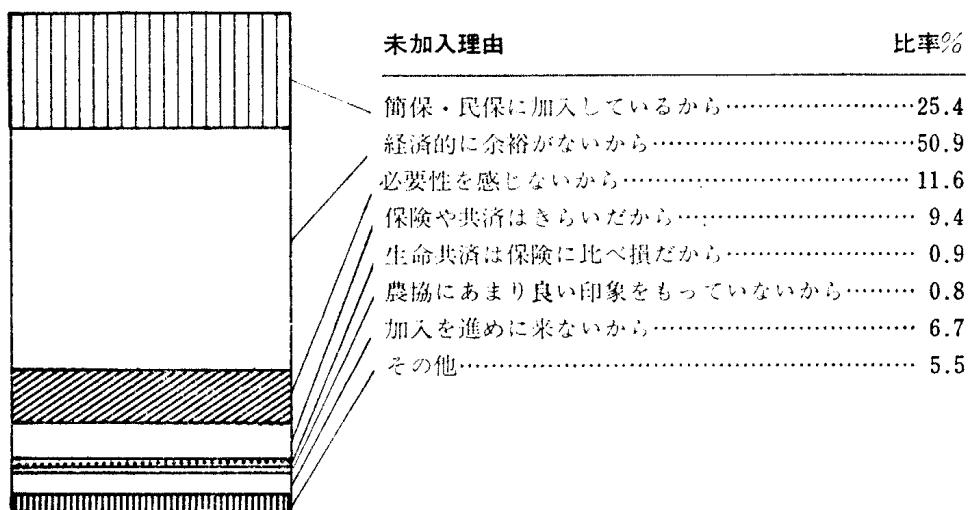


図3 建物更生共済未加入理由

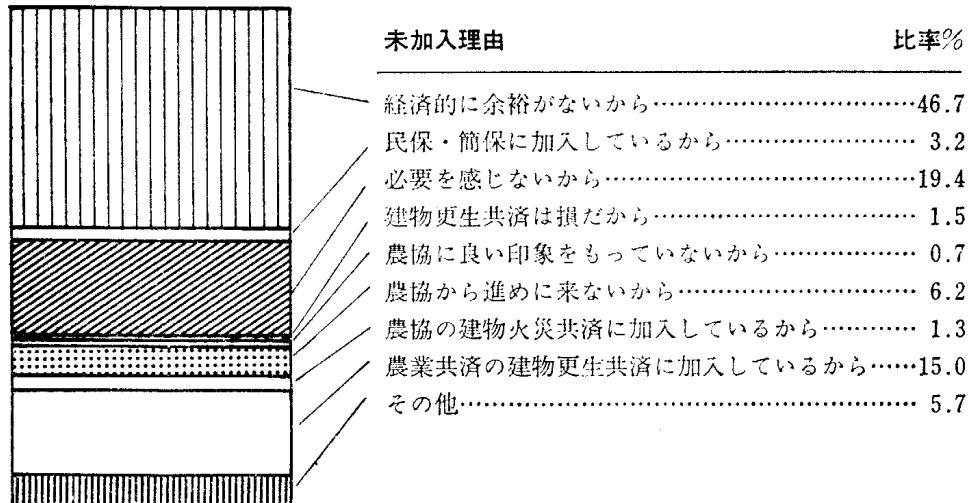
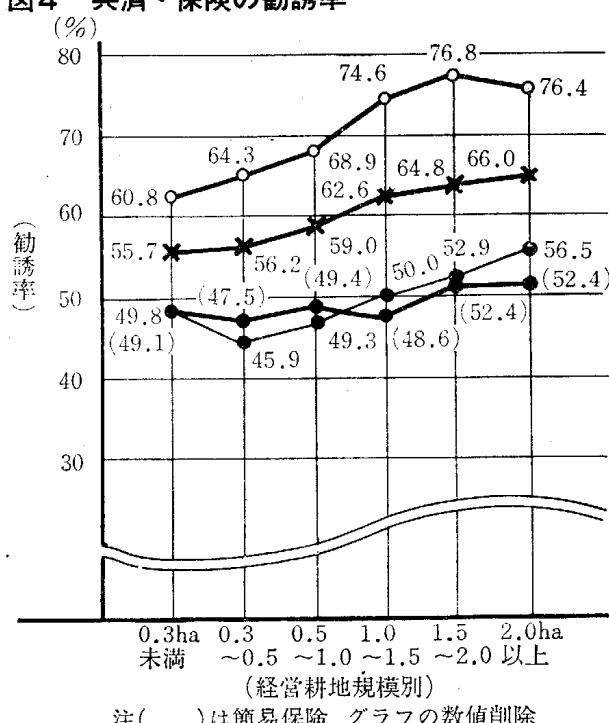


表7 農村における共済・保険の勧誘状況 (単位: %)

区分 項目	農協の生命共済		農協の建物更生共済		簡易保険		民間保険		どこからもすすめられない	
	勧誘率	勧誘の成功率	勧誘率	勧誘の成功率	勧誘率	勧誘の成功率	勧誘率	勧誘の成功率		
全 国	68.9	27.4	59.5	17.6	49.3	19.0	49.6	17.4	12.3	
(昨年度調査)		(72.0)	(50.1)		(46.1)	(29.0)	(47.4)	(24.0)	(12.6)	
経 済 地 帶 別	都市近郊	64.5	22.5	60.2	19.2	46.3	18.8	52.3	17.3	13.4
	平地農村	69.8	29.3	59.2	17.6	49.6	19.1	49.8	17.6	11.5
	農山村	70.3	28.2	59.6	16.8	49.9	19.7	49.5	17.5	11.9
	山 村	68.8	25.4	59.2	17.7	51.0	16.9	44.8	16.7	14.8

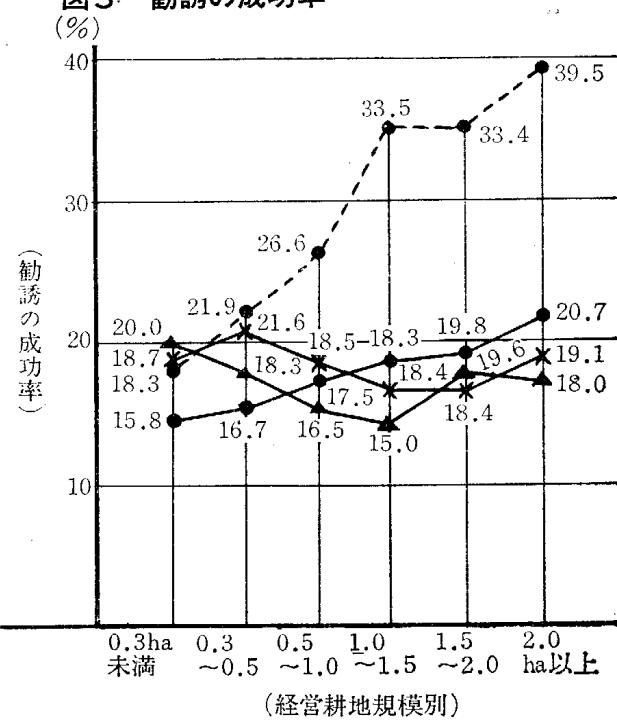
図4 共済・保険の勧誘率 (%)



注()は簡易保険 グラフの数値削除

—○— 農協生命共済
 —×— 農協建更共済
 —●— 簡易保険
 —＊— 民間生命保険

図5 勧誘の成功率 (%)



—○— 農協生命共済
 —●— 農協建更共済
 —▲— 民間生命保険
 —＊— 簡易保険

表7, 図4, 図5, 「全共連月報 1967年3月第219号」(全国共済農業協同組合連合会, 昭和42年3月)における「農家の共済・保険調査結果(下)」18~19頁。

表 8 農家の共済・保険加入状況(全国)

(単位: %)

項目 区分	戸数加入率										生命共済・保険人員加入率					
	生命共済・保険				建物共済・保険				自動車	その他	農協	民間	簡易	生命		
	農協	民間	簡易	生命	農協	農業	損害	建物								
全 国	58.8	36.5	48.9	83.4	62.2	0.8	26.2	1.4	72.5	3.9	1.3	20.0	10.4	17.3	40.8	
経済地別	都市近郊	53.6	42.8	46.7	82.5	59.4	0.7	19.8	3.9	68.9	5.3	1.3	16.8	13.0	16.3	39.0
	平地農村	62.1	38.0	49.2	85.0	63.8	0.6	28.1	0.9	74.0	4.3	1.0	21.6	10.7	17.2	42.4
	農山村	58.9	33.3	49.1	82.4	62.4	1.1	25.7	0.9	72.6	3.0	1.1	20.3	9.4	17.4	40.6
	山村	55.0	30.9	50.7	81.7	60.5	0.4	30.8	1.1	72.6	2.8	2.7	18.2	8.3	18.8	38.2
経営規模別	0.3ha 未満	38.4	38.3	46.5	74.5	40.7	1.0	15.5	3.6	52.4	3.0	2.3	12.2	13.1	19.2	37.4
	0.3~0.5ha	47.6	34.4	48.2	78.6	52.3	0.7	21.2	1.7	64.1	3.0	1.6	15.2	11.2	19.2	38.9
	0.5~1.0ha	60.2	23.5	248.5	83.1	64.6	0.9	27.4	1.2	74.9	3.6	1.2	19.4	9.9	16.8	39.5
	1.0~1.5ha	72.1	35.6	50.7	89.4	73.5	0.5	32.5	0.7	83.2	4.5	0.6	24.2	8.7	16.2	42.6
	1.5~2.0ha	73.4	39.9	51.4	92.2	77.3	0.5	32.6	0.1	85.8	5.4	0.8	26.0	10.2	16.3	45.4
	2.0ha 以上	78.6	45.9	50.9	93.0	80.3	0.6	33.4	0.4	86.2	7.6	0.9	29.7	11.7	15.8	47.9

(参考) 共済・保険加入率 92.2%, 農協共済加入率 80.4%

表8. 「全共連月報 1967年3月第219号」(全国共済農業協同組合連合会 昭和42年3月)における「農家の共済・保険調査結果(下)」20頁。

表9 生命共済・保険市場における農協共済・民間保険・簡易保険の農村市場占有状況(共済・保険掛金占有率) (単位: %)

	昭和40年調査				昭和41年調査			
	農協 生命共済	民間保険	簡易保険	計	農協 生命共済	民間保険	簡易保険	計
全 国	39.3	32.1	28.5	100.0	41.2 (1.9)	32.0 (△0.1)	26.8 (△1.7)	100.0
都市近郊	30.5	41.0	28.5	100.0	34.2 (3.7)	40.3 (△0.7)	25.5 (△3.0)	100.0
平地農村	42.3	29.5	28.5	100.0	43.5 (1.2)	30.3 (0.8)	26.2 (△2.3)	100.0
農山村	42.0	30.9	27.0	100.0	43.0 (1.0)	29.4 (△1.5)	27.6 (0.6)	100.0
山村	35.7	28.9	35.5	100.0	40.0 (4.3)	29.5 (0.6)	30.5 (△5.0)	100.0
0.3ha 未満	21.8	45.4	32.8	100.0	25.4 (3.6)	44.3 (△1.1)	30.3 (△2.5)	100.0
0.3~0.5ha	29.5	40.2	30.3	100.0	32.2 (2.7)	35.8 (△4.4)	31.9 (1.6)	100.0
0.5~1.0ha	38.3	31.3	30.3	100.0	41.4 (3.1)	31.6 (0.3)	27.0 (△3.3)	100.0
1.0~1.5ha	47.6	26.3	26.1	100.0	49.6 (2.0)	26.0 (△0.3)	24.4 (△1.7)	100.0
1.5~2.0ha	48.5	25.9	25.6	100.0	50.9 (2.3)	25.4 (△0.5)	23.8 (△1.8)	100.0
2.0ha 以上	49.4	26.8	23.8	100.0	51.0 (2.5)	27.4 (0.6)	20.6 (△3.2)	100.0

注 () は40年調査との増減をしめす。

表9. 「全共連月報 1967年2月第218号」(全国共済農業協同組合連合会 昭和42年2月)における「農家の共済・保険調査結果(上)」14頁。

図6 地域別・職業別にみた生命・共済加入率(全国総世帯)

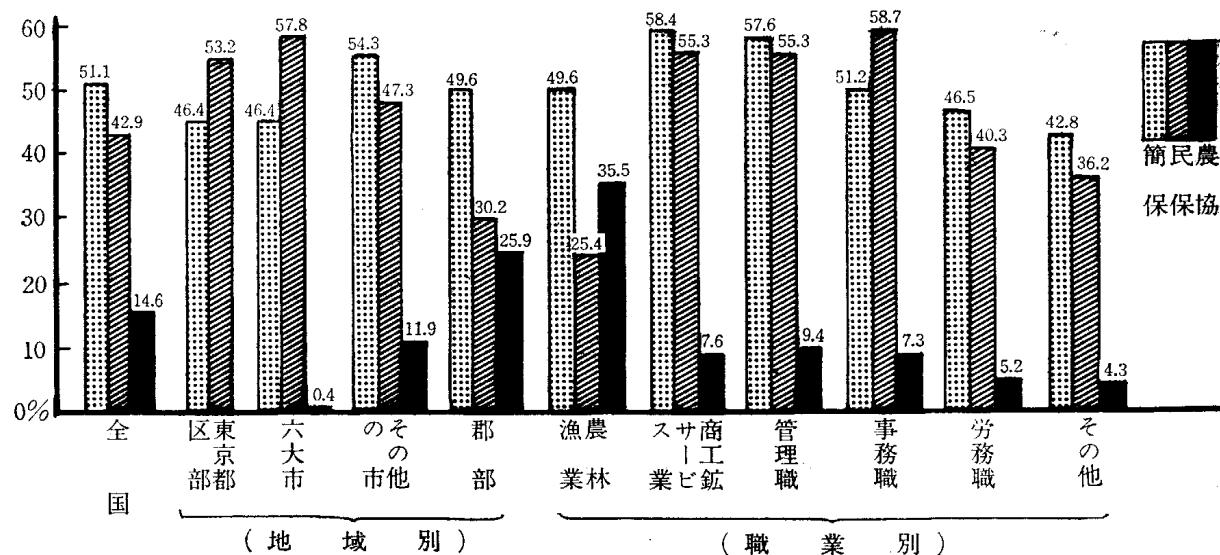


図6. 「全共連月報 1966年9月第213号」(全国共済農業協同組合連合会 昭和41年9月)における「簡易保険の市場動向調査」9頁。

表 10 農協・民・簡保の農村市場占有率 (単位: %)

区分	件数市場占有率			金額市場占有率		
	民保	簡保	農協	民保	簡保	農協
全 国	22.6	38.7	38.7	36.5	19.0	44.4
経地 帯 濟別	都市近郊	28.6	39.3	32.1	47.8	33.3
	平地農村	21.2	36.4	42.4	34.3	17.9
	農山村	20.7	37.9	41.4	35.6	16.9
	山村	17.9	50.0	32.1	34.6	23.1
経耕 地 規 模 別	0.3町未満	29.2	50.0	20.8	51.9	22.2
	0.3~0.5町	25.9	44.4	29.6	45.6	21.1
	0.5~1.0町	21.4	39.3	39.3	36.8	19.3
	1.0~1.5町	18.8	34.4	46.9	30.3	16.7
	1.5~2.0町	18.9	32.4	48.6	31.2	16.9
	2.0町以上	20.9	30.2	48.8	31.2	16.1
農所 得 階 層 家別	30万円未満	17.6	47.1	35.3	35.3	23.5
	30~50万円	19.2	42.3	38.5	36.7	20.4
	50~70万円	23.3	40.0	36.7	36.7	20.0
	70~100万円	21.2	36.4	42.4	35.7	17.1
	100万円以上	23.7	34.2	42.1	39.3	16.9
	不明	28.0	36.0	36.0	40.4	19.2
	不					40.4

表 10. 「保険と共済 第9巻 第2号(通巻93号)」(共済保険研究会 昭和42年2月)における「農村市場における民・簡保・農協共済の動向(1)」44頁。

元的に規制して、一体的監督・統制の体制下におくことは、協同組合保険それぞれの特徴を殺し、またそれらの社会的存在意義を失わせるとして共済側は反対をしたが、事態は保険と共済の相互特徴に基づく共存共栄には向わなくて、競合関係の発生をみるに至った。このことの背後には、両者それが主張するほど一般大衆は相違を認めていないのである。だからどちらか一方に加入すれば、地方の必要を認めなくなる。両者に盛んに加入するほど、経済的余裕も生じていない。このことは競合関係を必然化させた。

表 11 生命保険・共済にたいする世帯の加入率 (単位: %)

項目	生保のみ	簡保のみ	共済のみ	生保・簡保	生保・共済	簡保・共済	生保・簡保・共済	いすれにも入ってない	無回答	計
全世帯	24.4	11.0	3.8	22.5	1.8	3.1	4.4	28.5	0.5	100.0
規模別	12大都市	35.2	9.6	0.2	28.4	0.3	0.1	0.5	25.5	0.3
	3万世帯以上の都市	29.3	11.6	1.7	25.7	0.9	0.9	3.1	26.2	0.5
	3万世帯未満の都市	21.9	11.2	5.0	21.2	2.6	4.4	4.9	28.2	0.6
職業別	郡部	14.0	11.5	7.5	16.4	3.0	6.2	8.1	32.8	0.6
	農林漁業	9.1	11.5	12.7	9.2	4.7	9.1	9.9	33.7	0.1
	自営商工サービス業	28.3	8.7	0.5	32.4	0.7	1.3	3.4	24.4	0.2
	自由業	28.9	6.0	0.7	36.2	—	0.7	4.0	22.8	0.7
	管理職	37.1	8.6	0.3	34.5	0.8	0.5	2.8	15.5	—
	技術系の勤め人	35.9	10.0	0.5	26.8	1.7	1.0	2.9	21.1	0.2
	事務系の勤め人	32.4	10.0	1.6	26.4	0.7	0.7	2.4	25.6	0.3
	労務系の勤め人	24.7	14.8	0.6	22.1	0.8	1.4	1.8	33.1	0.7
	無職	19.8	17.3	0.5	19.3	—	1.0	0.5	40.6	1.0

表 11. 「全共連月報 1966 年 9 月第 213 号」(全国共済農業協同組合連合会 昭和 41 年 9 月) における「共済・保険市場調査(下)民・簡保における市場調査」3 頁。

表 12 民・簡保農協共済新契約勢力割合

(金額単位は百万円、占率とあるのは、総計に対する割合(%)を示す。)

農協共済		簡易保険		民保合計	
金額	占率	金額	占率	金額	占率
635,603	6.5	944,884	9.6	8,215,752	83.9

表 13 民・簡保、農協共済保有契約勢力割合 (表 12 に同じ)

農協共済		簡易保険		民保合計	
金額	占率	金額	占率	金額	占率
2,249,118	6.8	4,870,806	14.6	26,196,112	78.6

表 14 民・簡保、農協共済保有契約増加率

(増加率は前年を 100% として、それぞれ算出した。)

農協共済					簡易保険					民営保険				
37年	38年	39年	40年	41年	37年	38年	39年	40年	41年	37年	38年	39年	40年	41年
36.6	42.4	44.1	41.9	37.2	14.3	13.5	16.5	16.2	16.9	28.9	30.9	30.9	25.8	24.1

表 12, 13, 14 「共済と保険 1967/8 (通巻 99 号)」(共済保険研究会 昭和 42 年 8 月)
における「民・簡保、農協共済の勢力地図」72~79 頁。

表 15 民保・簡保・共済の新契約 (生保・生命共済)

市場占有率一覧表

登録人口 (人)	99,483,086	(注)
世帯数 (戸)	24,748,550	
新契約件数 (件)	民保 9,055,256 簡保 3,339,355 農協 1,045,495 労済連 232,883 全水共 61,623	
市場占有率 (%)	民保 65.9 簡保 24.3 農協 7.6 労済 1.7 全水共 0.4	
新契約金額 (万円)	民保 692,608,046 簡保 80,021,375 農協 50,388,442 労済連 1,809,215 全水共 4,468,652	
新契約市場占有率 (%)	民保 83.5 簡保 9.6 農協 6.1 労済 0.2 全水共 0.6	

1. 人口、世帯数は法務省民事局の住民登録調査 (1965 年 3 月 31 日) による。
 2. 民保の数字は個人保険だけで団保を含まない。
 3. 全水共の数字は普通厚生、親子厚生、および乗組員厚生共済の合計である。
 4. 労済連の数字は生命共済だけで、団体生命共済、総合共済は含まない。
 5. 農協の数字はこども、養老生命共済を合計したもの。
 6. 市場占有率は民保、簡保、農協、労済、全水共の 5 者を 100 としてみた。
 7. 全水共の新契約高計には直轄分 99,432 万円をふくむ。

表 15 「共済年鑑 1966 年版」(共済保険研究会 昭和 41 年 11 月) 176~177 頁。

表 16 加入保険金額別にみた世帯の加入率 (単位 : %)

加入金額階層別	保険種類別		生命保険		簡易生命保険		農協生 命共済	生命保険・共済	
	満期	死亡別	満期	死 亡	満期	死 亡		満期	死 亡
30万円未満	15.6	14.7	13.2	12.9	3.6	19.7	19.1		
30万円以上	15.7	16.2	46.4	45.6	35.9	13.5	13.0		
50万円以上	20.9	19.4	19.1	19.3	16.9	18.0	17.0		
70万円以上	10.9	10.0	10.8	11.4	21.6	12.5	12.0		
100万円以上	19.4	19.2	3.5	3.7	4.8	17.4	17.7		
150万円以上	6.9	7.7	4.0	3.9	14.7	7.9	7.5		
200万円以上	6.1	7.7	1.6	1.6	1.4	6.6	7.8		
300万円以上	4.4	6.0	1.6	1.6	1.2	4.6	6.1		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
平均金額(万円)	96.0	106.9	35.3	36.7	46.5	99.0	107.7		

表 17 収入階層別にみた平均加入保険金額 (単位 : 万円)

年収階層別	保険種類別		生命保険		簡易生命保険		農協生 命共済	生命保険・共済	
	満期	死亡別	満期	死 亡	満期	死 亡		満期	死 亡
20万円未満	52.2	59.6	19.2	19.5	34.0	50.9	47.7		
20～30万円	57.4	67.8	21.1	27.8	35.4	60.7	52.0		
30～40万円	56.4	60.9	25.6	27.6	40.3	63.6	59.8		
40～50万円	67.6	77.2	32.0	32.0	41.1	78.6	72.1		
50～60万円	77.7	85.6	30.7	32.3	48.0	90.2	83.0		
60～70万円	78.2	88.9	33.9	35.2	54.0	96.4	86.9		
70～80万円	99.9	109.9	37.7	40.8	48.3	117.2	107.1		
80～90万円	91.7	101.0	31.8	32.5	59.5	106.4	97.7		
90～100万円	108.4	117.5	47.3	46.8	59.1	135.6	127.7		
100～120万円	135.8	148.3	50.8	51.5	69.3	164.5	152.4		
120～150万円	177.7	195.7	71.1	70.7	77.8	220.1	204.4		
150万円以上	242.3	283.6	59.2	59.3	74.0	309.3	266.7		

表 16, 17 「全共連月報 1966 年 9 月 第 213 号」(全国共済農業協同組合連合会 昭和 41 年 9 月) における「共済・保険市場調査(下) 民・簡保における市場調査」4 頁。

ここに掲げた諸表を分析して、いくつかの結論がえられるが、今その結果だけを列記してみよう。

1. 民保と共に（この場合は農協共済）の競合は決定的事実化している。
2. 農村では共済が圧倒的に優勢である。しかしづかに都市近郊の農村において、民保が共済との格差を縮少している。
3. 農村において、耕地面積が小なるところと大なるところ、ならびに所得金額の大なるところで、民保の市場占有率がそれ以外のところより良い。これは結局兼業農家ならびに富裕農家において、民保が他の農家より好まれていることを意味する。
4. 民保は六大市や東京都で加入率が良く、共済は郡部で良い。
5. 民保は事務職、管理職ならびに商工鉱サービス業で加入率が良く、共済は農林漁業で良い。
6. 民保と簡保を組み合せて加入する世帯は割合にあるが、民保と共済の例は少ない。
7. 民保の一件当たりの契約金額は大口化している。
8. 民保は50万と100万のところに契約が集まり、共済は30万から70万の間に加入率が高い。とくに30万が圧倒的である。
9. 民保は、加入者の年収の高まりにつれて加入保険金額が比例的に高まっていくが、共済の場合は、年収の高まりほどには加入保険金額は増額されていない。

さて保険における類似保険対策とりわけ農協共済対策を考える時がきた。それらの一つ一つに考察を施してみたい。それらはもちろん、保険と共済の目的または使命、その構造または組織の特徴、その個別経済または社会経済に対する機能、現段階における発展の条件または問題点等々を、考察の基礎にもってなされなければならないであろう。また保険ならびに関係者によって、時に応じ機に応じてなされた主張と論議にも目を配る必要があろう。これらのこととを含みながら、各対策を列記してみる。

(1) 保険と共済の競合関係の確認

この両者は、それぞれに発展を続け

て、それぞれの主たる市場を開発し尽した時には、またそれぞれ考案できうる限りの保険を案出し尽した時には、当然深刻な競合関係に立つ。とくにわが国のごとき地理的にも範囲が狭く限られ、また国富と国民所得の底が浅いところでは、急速にかかる事態は到来する。共存共栄論のような甘い言説を捨てて、自由競争による企業の強化と拡大に基づく国民経済への貢献に徹すべきであろう。本来保険は公共性の美名の下に安んじて、企業意識がなさすぎると批判されている。

(2) 保険と共済の法的規制における平等条件下での競争論の放棄 確かに法的規制の面で共済の方が有利なことは間違いない。だからといって、保険業法の諸規定を共済に課して、保険との同一監督・統制下での競争に持ち込もうとするのはもはや不可能であろう。よってかかる空なる望みは捨ててもしろ保険は共済よりは早く事業を大々的にかつ専門に開始したのであるから、長い発展の歴史に基づく既得市場の大と経験・技術の豊富さをもって、これにて十分に法的規制のハンディキャップを埋め合せて余剰が出るとするべきである。同様に、保険の定義をこの際下して、これで共済を保険ではないとしたり、類似保険としたりして、共済を圧迫したり統制したり、掣肘を加えたり、はては抹殺したりしようとの考えも捨てるべきである。およそ実現性・可能性はないから。第一、保険業界は今まで真面目に、真剣に保険の定義や本質に取り組み、研究を進めたことがあるだろうか。まことに便宜的に必要の都度保険学説を引用して利用したにすぎないのではなかろうか。むしろまず保険本質の研究に敬意と尊重心をもって向かうことから、みずから始めるべきである。保険ならびに共済の本質論では、共済側の方がむしろ最近は先行していた。

(3) 資金運用面での対決 1 共済はなんといっても地域ならびに職域の特定多数に限られた協同組合保険としての発生過程上の制約があり、これに拘束せられて資金の低利還元の旗印と原則を完全には捨てきれない。しかも農林省令による資金運用の規制が課せられていて、保険よりもどうしても運用利回りが下ってしまう。そして収益性の低い農林への融資は、高率運用とは相反する結果を来たし、安い保障の要望と逆行する。保険は資金運用面では、共済よ

り確かに有利な扱いをされているのであるから、この特色を発揮して、大いに活躍すべきである。安い保障の提供を、共済よりも資金の高率運用で達成できる。

表 18 昭和 36 年第 1 回の世論調査

- | | |
|--|-----|
| 1. 農村に対する低利還元を主体とすべきである。そのために配当が多少低くとも止むを得ない。 | 37% |
| 2. 高率運用をして契約者に高配当をすべきである。 | 10% |
| 3. 農村還元貸付もある程度の範囲（制限）をもうけ、残りの一部を高率運用に廻し徐々に配当を上げるべきである。 | 30% |
| 4. 民保に対して優位を確保できる高率運用をまず充足し、それとの相関で可能なかぎり低利還元を図る。 | 23% |
- (以上水田地帯、畑作地帯、その他組合の保有高等の分析もあるが割愛する。)
これでみると低利還元は 37%，なんらかの高率運用を期待するものは 63%。

表 19 昭和 37 年第 2 回の世論調査

- | | |
|---|-----|
| ① 還元資金（短期再共済資金の貸出および近代化資金の供給）を主体とすべきであり、そのため配当（契約者割戻金）が低率になっても止むを得ない。 | 7% |
| ② 高率運用を主体とし、民保に対抗すべきである。 | 18% |
| ③ 契約者保護の立場から還元資金の金利を 8 分（現行 7 分）とし、還元資金を多くするとともに配当を高くする。 | 37% |
| ④ 還元資金もある程度の制限をもうけ、残りを高率運用に廻し、徐々に配当を高くして行く。 | 35% |
| ⑤ 回答なし。 | 3% |

低利還元は大きく後退し、高率運用および金利を上げても還元量を多くせよが強く出ている。

表 18. 19 「全共連月報 1965 年 8 月、第 200 号」（全国共済農業組合連合会 昭和 40 年 8 月）における「共済資金の運用について——運用省令の拡大を望む——矢萩普稿」15 頁、18 頁。

最近低利還元の看板は、共済において色褪せたるものになってきて、安い保障=保障の低価格供給の要求に対して従属的に扱われるようになった事態の背後には、もともと発足当初の共済事業量の伸長推進の手段的意味をも付せられて唱えられた資金の農村低利還元の原則が、共済規模の拡大による組合精神の稀薄化と資金量の蓄積・増大による資金運用の問題の事業運営・経営的視点で

の重要・重大化、これに加えて、農業生産の強化と近代化に必要な資金の他機関による提供で、農協共済の使命が保険第一主義に絞られてきたこと、農村の経済水準の上昇と兼業農家や准組合員の増大による都市サラリーマン意識化の結果の資金還元の重要性の減退ならびに保険との競合のための低保険料と高割戻しの実施の必要、これらが関連的一体となって存在したからである。そして資金還元といつても、これを受けかつ利用できるものは、一部の農民に限られてしまうが、高率運用による安い掛金の方式だと、農民全員に平等に恩恵が及ぶから、ここに契約者平等待遇が達成せられるとする。かかる考えが底流として生じたところに組合的相互救済主義が著しく後退していることがうかがえる。

(4) 資金運用面での対決 2 保険の方が不特定多数を対象とする制度であるだけ、全国的規模での情報蒐集には優れている。また企業保険を担当しているだけに会社の実態に接している。ある意味では保険企業は金融機関そのも

図7 生命保険資産の内訳（昭和41年度末）

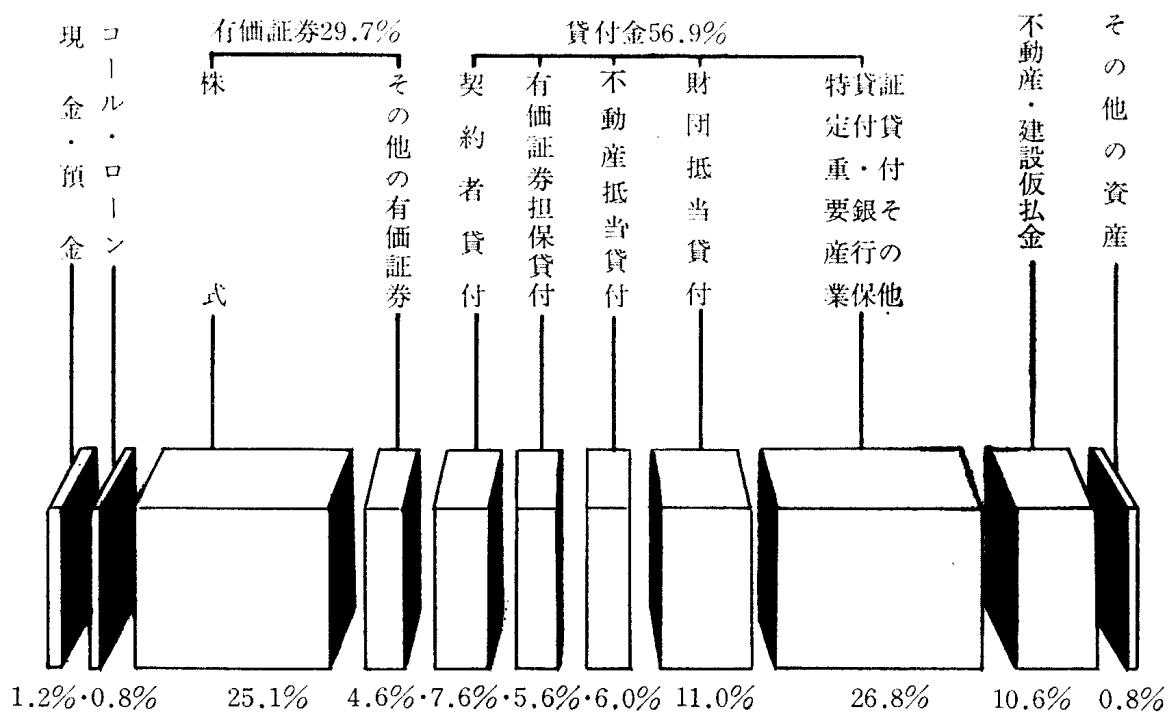


図7. 「生命保険 ファクトブック——昭和42年3月までの業況」(生命保険協会 昭和42年8月) 43頁。

図8 損害保険運転資産の状態（昭和40年度）

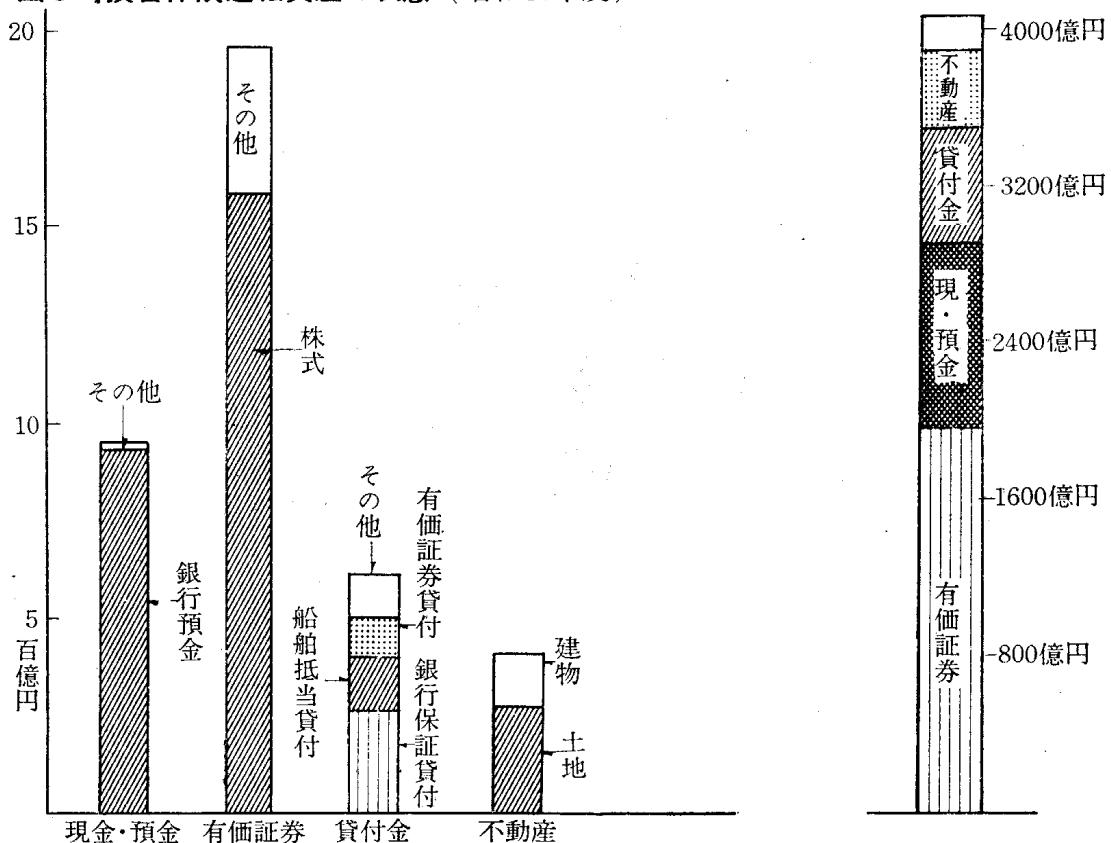


図8. 「インシュアランス 昭和41年版 損害保険統計号」（保険研究所 昭和41年7月）9頁。

のである。いまだ比較的企業調査を行なう組織なり機構なりが整備されておらず、人的にもかかる経験や能力を持ったものが少ない共済は、どうしても保険に劣りがちになる。保険はこのような優越せる諸点を十分に生かして、共済と対決すべきである。革新的中堅企業を選別して、この方面に資金運用の新分野を開発する必要がある。かかる方策には安全性において危惧されるところもあるが、研究と調査によってこれを克服していくことこそ専門家としての保険企業の任務であろう。

農協共済の資金運用の構成比と生保のそれを対比してその特徴をみると、第一に運用利回りの低い預金の割合と運用利回りの高い貸付の割合とが両者で全く逆の関係になっていること。次いで預金のほとんどは系統預金（農中、県信連）であって、系統外への預金はきわめてわずか。さらに有価証券の中でも、

図9 農協共済運用資産の構成割合

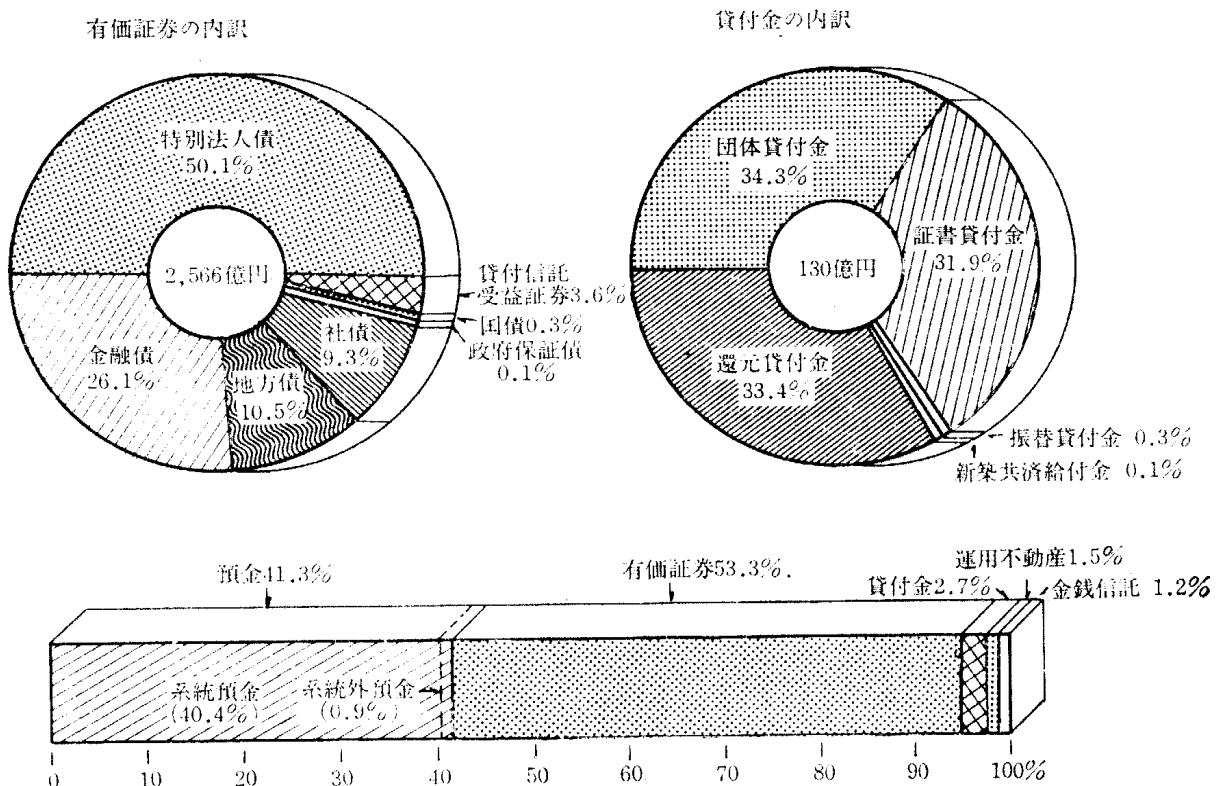


図9. 「昭和41年度 農協共済事業統計」(全国共済農業協同組合連合会 調査研究部 昭和42年8月) 卷頭色彩印刷部分

生保は株式が中心で高い利回りを確保しているのに、農協共済では株式の取得が認められず、利回りの低い有価証券のみとなっていることである。

(5) 社会的に存在する保険への軽視観、反感ならびに誤解の解消への努力 しばしば指摘されるところであるが、保険の儲け主義への抵抗が共済を生んだとされている。また保険は楽に儲かる事業であるとの認識が、共済事業開始への意欲をかきたてているのである。これらの見解は当らずといえども遠からずであるが、だからといってすべてこれ正しいわけではない。ただ保険は多くの誤解を解消させるべき手を打つ努力を怠ってきた。また保険業界になんとなく流れている保険学界軽視の潮流と保険法学一倒辺の傾向は、単に保険支持の学者を少なくしてしまうだけでなく、保険とは対立領域に追いやってしまう可能性もありはしないか。少なくもかつては保険学者にして、現在他の学

間に転換してしまった例は多々みられるところである。その結果は、保険の、政界、財界そして官界における発言権の低下であり、保険をして地位向上を達成させなくしてしまうのである。

(6) 保険企業間競争を活発化して、経営効率の向上をもって共済と競争する
共済は独占的保険のアウトサイダーといわれているが、独占体とアウトサイダーとは激しい競争をするものである。よって保険はまずみずからの中で競争を開始し、その結果の経営合理化の成果をもって、共済と対決すべきである。過度の独占による保険天国は、保険企業の体質を弱化させる。

(7) 簡易保険との対決を共済との対決より先行させる
わが国の実情は徐々に簡易保険と生命保険の競合を激しくしている。それは簡易保険が高額化し、生命保険が低額なものまでも対象にしたからである。そして生命保険は都市に強く、共済は農村に強く、簡易保険は全国的に平均して強いということ、ならびに生命保険と簡易保険の両者に加入する例が、共済と生命保険の両者に加入するのより多いことから、簡易保険と生命保険の競合は避け難いものとなった。これを先進諸国の例ならびにその理論よりみれば、低額にして、労働者階級・低所得者階級のための、社会政策的意義をもつ簡易保険は、国民経済の水準上昇につれて、いわゆる民営保険と社会保障に分解的吸收をされるものと指摘されるが、ここに生命保険は簡易保険の活動領域をとり込んで、決してこれを共済の領域とされてしまうことなく、かかる努力による強大化の達成によって、共済のこれ以上の進出に対処し、また共済で失ったもの、あるいは共済に先に占拠せられてしまった失地の補充をなすべきであろう。共済の立場からいえば、この逆を行なうことが生命保険対策であり、今後の進路というわけである。

(8) 生命保険と損害保険の強力なる協力による両者の強化
なんといっても共済の強みは生命保険と損害保険の兼営である。一方に入るほどのは他人にも入りうるほどの人である場合が多い。第一、両者を同時に手掛けることは、諸経費の節約と諸活動の効果増大にきわめて有効である。よって生保界と損保界が保険界として一体化して行動すれば、まことに合理的・効果的であろ

う。具体的に考えられる若干例を述べれば、広告の一本化、店舗や社屋の一体化すなわち一建築物における同居、諸行事の協同実施、保険相談室や保険資料蒐集・展示場、保険研究所や保険図書館などを入れる保険会館・保険センターの協同設立等々である。これによって利用者には一段と便利になり、保険の実力評価が向上して信頼感が強化され、また両保険のそれぞれの悪イメージや欠点が解消されたり稀薄とされたりする。

(9) 保険業と他業との関連的営業の実施 共済の保険にないいま一つの強みは、協同組合の名目と組織の下における信用事業、販売事業、購売事業、運輸事業、加工事業、厚生事業その他もろもろの事業と共済事業との兼営である。これは保険としての共済販売上まことに有利である。そしてこのような有利さは保険には法律で禁じられていて存在しない。しかしながらの代行的便法はあるであろう。現在でも不動産関係の事業は行なわれているが、これらの業種目と範囲を拡大することに努むべきである。やはり住宅建築とその提供、医療業務、日常生活必需品の販売業務（デパートやスーパー・マーケット）等を営業するか、それらの営業をする機関と密接に連繋・提携して保険販売業務を遂行するのが良いのではないか。

(10) 保険企業の社屋や店舗または保険取扱店の設置場所の選定問題 大都市内にばかり支店・支社・営業所そして代理店・取扱業者を選定・設置しないで、将来の地域発展をも考慮のうちに入れて場所を求めるべきである。今後の都市の在り方は、大都市内においてもいくつかのセンターができて、従来のごとき圧倒的に繁栄する一中心街は存在しなくなる。そしてさらに大都市の周辺に、中小の生活の場としての都市が環状に発生し散在するとされるが、これらの地域は都市近郊としての性格をも有し、農村とも近接している。農村の都市化という現象も当然生じてくるわけである。これらのところに適切に保険活動の拠点を設置し、大都市周辺・都市近郊の農村地帯の地盤を事前に確保し、その保険市場としての開発に先鞭をつけるべきである。

(11) 保険におけるサービスの強化 毎度、各所において指摘される保険のサービスの悪さ、とくに契約を取ってしまったあとのサービスの悪さは定評

のあるところである。この改善によって、協同組合精神を活用して成長を続いている共済に対抗すべきである。とくに以下のような件につき契約者を含めた一般大衆の相談にのるべきである。不動産鑑定や評価、不動産売買、建築・施設・設備等の点検、国内・国外の旅行相談や案内、医療相談と診察、教育案内、生活相談、中小企業経営相談等々。これらは必ずしも無料でなくてもよいであろう。実費でやっても結構である。また保険企業がみずからこれを行なわなくても、これらの機関の紹介業務を行なうだけでもよいのではないか。そして全保険企業の協力による生活会館とか美術館または展示機関の一つぐらいはあってもよいのではなかろうか。サービスといっても国民上層階級としてのものではなくて、中間階級のものでなければいけない。

(12) 生損両保険の全企業による協同施設の設置による費用の節減 保険専門広告代理機関の設置を始め、保険専門資料・図書の印刷や発行機関、計算事務代行機関、災害予防活動代行機関、医療診察機関、信用調査機関等々。各企業がそれぞれもつよりも、または他業者に依頼するよりも安上りになろう。

(13) 損保においては長期保険、生保においては短期保険、そしてそれぞれ小口保険や月払保険の発売実施 共済は徐々に大口保険の分野に着手し出している。また早くから長期保険着手の有利さは知っていたようである。これらの保険で共済と競合することは、今後保険にとってもちろん避け難いが、保険側から逆に共済の特徴とする小口保険（見舞金を上回る）を発売してみるのも一法であろう。必ずしも競合を是認するわけではないが、独占性のゆえに創意と工夫に欠け、積極性の乏しかった保険にあっては、各面での競争こそまず最良の薬であろう。

(14) 保険本来の使命と付帯させての他の効用の同時提供 貯蓄、減価償却基金積立、貨幣価値下落対策、新たに開発される高級機械・設備・建物等の購入・設置資金積立等々の施策を、保険と同時に達成させる方式で保険の販売を図る。社会政策や企業内福利厚生政策の推進にも参画させる。

(15) 保険販売における遠隔地対策 大都市以外の地域に保険を販売する場合、通信販売の方式を活用する。あるいは一定期間を定め、その際に保険企

業の社員が出張して、保険の地区内一括販売を試みる。常設のもの以外に移動保険販売施設も考えるべきである。

(16) 保険の直接販売方式の活用 代理店や外務員を通さずに、直接保険企業の施設や社員をもって保険を販売する。窓口販売もその一種である。おそらく経費は節減可能であろうから、これはサービスにまわす。

(17) 団体保険における団体形成の条件と規準を緩めて、団体保険方式の販売を強化する 協同組合として、一つの精神と組織にまとまっている共済に対し、保険は個別の企業や家庭を別々に対象とするのが一般である。これは契約獲得競争において、保険の共済に対するきわめて不利なところである。共済は組合組織を契約獲得・保険販売組織に併用している。保険のような外野組織を特設しなくてすむことから、付加保険料の引き下げは可能となり、さらに組合精神と組織の下に集められた保険としての共済契約の失効や解約の率を低位に止めることができる。共済は集団説得を武器とし、その点保険はセールスマンによる個別説得が主たる方法である。このような保険の不利な点を少しでも克服するのが団体保険方式である。

形成せられる団体の人数の最低を、あまり厳格に制限することをやめ、共済が地域、職域、血縁、宗教等々の同一・共通による協同組合結成を基盤として誕生したり活躍したりするのに習って、保険においても団体形成の要因を彈力的に幅広く解釈すべきではなかろうか。かくして団体保険を普及させて共済とやや近い条件で競争関係に立ちうるのである。

(18) 国家の経済政策と保険普及方法との密着 たとえば農協共済においては、絶えず国家に働きかけてその存立条件の有利性の獲得を図ってきた。最近ではその財産運用に関する省令の改正を達成し、資金運用における条件を、生命保険の場合に近接させた。このような点に関しては、たとえば保険においても努力はなされていて、最近のいわゆる“自由化”からはずされたなどはその一例である。問題は、共済がつねに国家の農業政策に即応して有利に行動せんと図るのに対し、保険の場合は、国家の経済政策に協力させられることが、時として保険企業にとって不利な事態を招いたり、赤字発生の原因になったり

することである。保険はこの際、国家の施行する諸政策への対応関係について研究する必要がある。

(19) 保険マーケティングの理論ならびに技術の開発とその活用

(20) 保険企業の経営管理に関する理論ならびに技術の開発とその活用

(19)と(20)に関しては、後日稿を改めてとくに論ずる必要がある。結局は保険料を引き下げて安い保障を提供することであるが、だからといって質を低下させることは許されない。また保険の普及に関する障害を除去し、真に一般大衆から求められている保険を提供するべきである。これらのこととは、共済との競合関係が生ずると否とにかかわらず、保険企業によって達成されなければならない事柄である。またこれらが達成されれば、それこそこれが実は共済を含めた類似保険への最良の対策となるのである。とくに保険と類似保険との接触における問題点や特別事項をめぐっての対策を、保険の側から論じたのが本稿であって、保険企業そのものの合理化や適正化は、別にこれを究める必要がある。